

広島県告示第四百四十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を指定したので、同条第二項、地方自治法施行規則（昭和二十二年省令第二十九号）第十二条の二の七及び広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

令和五年二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	所在地	指定をした日	委託を受けて納付を行うことができる歳入及び歳入歳出外現金の内容	歳入及び歳入歳出外現金の納付の委託を受けることができる期間
S B ペイメン トサービス株 式会社	東京都港区海 岸一丁目七番 一号	令和五年二月 六日	電子申請システム を利用した行政手 続に係る手数料等	令和五年三月一日 から令和六年三月 三十一日まで